

自治会活動保険

賠償責任保険普通保険約款 自治会活動特約条項 他

2026年2月改定



はじめに



安心して地域の活動を行うために・・・

自治会活動保険 のご案内

お客さまにおかれましては、地域社会の温かいふれあいや心の通い合う「豊かな生活」の創造のため、さまざまな自治会活動を催されているかと存じます。

自治会活動におけるさまざまな事故に備えて、自治会活動保険をご用意しておりますので、ぜひお役立てください。

自治会活動保険とは

自治会(注1)が行う自治会活動等(注2)におけるリスクを包括的に補償します。
具体的には、次の①～④のリスクを補償します。

- ① 行事活動中の第三者の身体の障害(注3)・財物の損壊(注4)による賠償事故
- ② 行事活動中の住民の方の傷害事故
- ③ 住民の方以外への傷害見舞費用
- ④ 行事の中止等による費用損害

(注1)この保険の対象となる自治会とは・・・

住民同士の親睦や生活環境の改善等を図ることを目的として、住民により組織された「町内会」「団地自治会」等の地域団体をいいます。



一部の住民のために組織された地域団体(婦人会、消防団など)や、マンション管理組合は対象外となります。

(注2)自治会活動等とは・・・

自治会が企画または立案し、総会、運営委員会または会則(名称は問いません。)に基づく手続きを経て決定された活動および行事をいい、日本国内において行う活動・行事にかぎります。

(注3)身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下同様とします。

(注4)財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。以下同様とします。

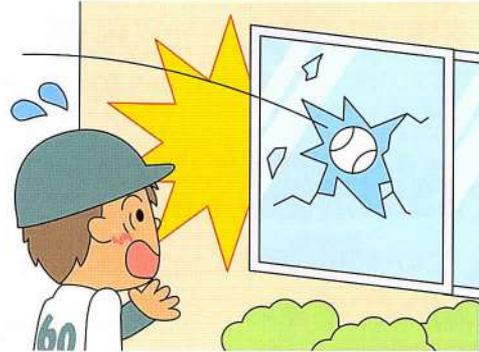
対象となる事故例

- 1 テント・やぐらが倒れて通行人にケガを負わせてしまった。



(行事活動中の第三者の身体の障害による賠償事故※)

- 2 ソフトボール大会の開催中、近隣の民家の窓ガラスを割ってしまった。



(行事活動中の第三者の財物の損壊による賠償事故※)

- 3 お祭りで神社のみこしを壊してしまった。



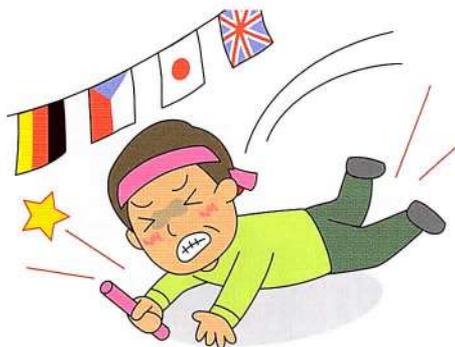
(自治会が一時的に使用または管理する
第三者の財物の損壊による賠償事故※)

- 4 町内会の遠足の途中、駅の構内で参加者が転倒し、ケガをした。



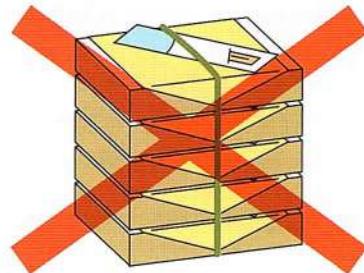
(行事活動中の住民の方の傷害事故)

- 5 運動会の招待客が、競技に参加中、転倒して骨折した。



(住民の方以外への傷害見舞費用)

- 6 ソフトボール大会が雨で中止となり、自治会が用意したお弁当をキャンセルし、キャンセル料が発生した。



(行事の中止による費用損害)

※上記①から③の事故については、自治会または自治会に加入している住民に法律上の賠償責任が発生した場合に補償対象となります。

自治会活動保険の補償内容

自治会活動におけるリス

行事活動中の第三者の身体の障害・財物の損壊による 法律上の賠償責任の補償

自治会または自治会に加入している住民が第三者にケガを負わせたり、財物を損壊させたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

 この補償の対象となる方は「自治会および住民(注1)」となります。

- 自治会が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故
- 自治会活動等の遂行に起因する偶然な事故
- 住民が自治会活動等に從事中または参加中に生じた偶然な事故

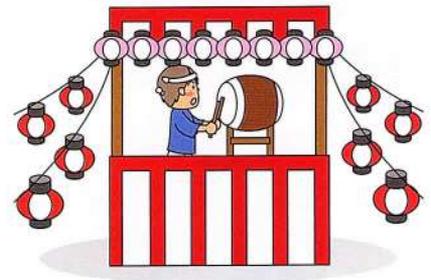
(注1) 住民の法定監督義務者および監督義務者に代わって住民を監督する親族(注2)を含みます。

(注2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。

- ・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ・ 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者
- 以下同様とします。

次の事故も補償します。

- 住民相互の事故
- 自治会活動等を行うために、自治会が一時的に使用または管理する第三者の財物の損壊による賠償事故
- 自治会活動等のために提供した飲食物による事故



住民の方以外への傷害見舞費用の補償

住民以外の住民の親族(注1)の方および自治会から行事参加の依頼を受けた方が、自治会活動等に從事中または参加中に急激かつ偶然な外来の事故(注2)によってケガをして、ケガを負った日からその日を含めて180日以内に、死亡したり後遺障害が生じた場合、または8日以上入院した場合、その傷害に対して、自治会が慣習として支払う見舞金・弔慰金を補償します。

ただし、自治会が法律上の賠償責任を負わない場合にかぎります。

 この補償の対象となる方は「自治会」となります。

(注1) 住民以外の住民の親族とは、住民の親族のうち、当該自治会のある地域に生活の本拠を有しない親族をいいます。以下同様とします。

(注2) 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次の3つをすべて満たす事故をいいます。

- 急激性…結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態をいいます。
- 偶然性…原因または結果の発生が、貴社(被保険者(注3))の立場からみて予知できない状態をいいます。
- 外来性…傷害発生の原因から結果に至るまでの経過において、何らかの外部要因が身体に及ぶことをいいます。

※ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注3) 保険の補償を受けられる方。以下同様とします。



クを包括的に補償します。

行事活動中の傷害事故の補償

住民が自治会活動等に從事中または参加中に、急激かつ偶然な外来の事故(注)によってお亡くなりになった場合またはケガをした場合、その傷害に対して次の①～④の保険金をお支払いします。

! この補償の対象となる方は「住民」となります。

① 死亡保険金



② 後遺障害保険金



③ 入院保険金



④ 通院保険金



(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは、P.③下の(注2)をご確認ください。

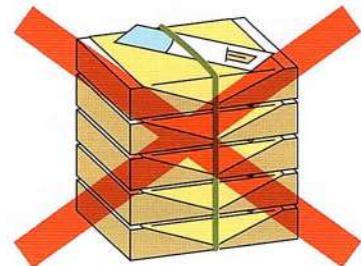
行事の中止等による費用損害の補償

自治会活動等の開催地の降水(注1)によって、屋外での自治会活動等が中止または延期となったために被る費用損害(注2)を補償します。

! この補償の対象となる方は「自治会」となります。

対象となる費用

- 仕出し弁当等(注3)の代金、交通費、宿泊費のキャンセル料
- 会場等(運動場、屋台、テント等)の使用料
- やぐら等の仮施設工事費
- 印刷済みのポスター、案内状等の印刷費



(注1)雨・あられ・雪など降水量として測定されるものをいいます。

(注2)ただし、損害の額の70%またはご契約時の支払限度額(保険金額)のうちいずれか低い額をお支払いします。

(注3)出来上がった注文品などの発注取消によってキャンセル料が発生するものをいいます。

お支払いする保険金の種類

賠償責任

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発展した場合の費用



① 損害防止費用

被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者(事故の相手の方。以下同様とします。)に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



③ 権利保全行使費用

被保険者が第三者に対して損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



④ 争訟費用

被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



⑤ 協力費用

被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。



事故発生

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。(支払限度額はありません。)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$



⑥ 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、
④ 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額}}{\text{⑥ 損害賠償金}} \times \text{支払限度額}$$

和解・判決による 損害賠償金のお支払い



⑥ 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

<身体賠償事故の場合>

治療費、医療費、慰謝料など

<財物賠償事故の場合>

修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

傷害保険金

死亡保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合に保険金額の全額(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人にお支払いします。

(注)同一の被保険者について既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をいいます。

後遺障害保険金

傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金額に損保ジャパンが定める各等級の後遺障害に対する支払割合を乗じた額をお支払いします。

入院保険金

傷害を被った結果、入院した場合にその入院期間に対し、お支払いします。入院した日数は180日を限度とします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いできません。

通院保険金

傷害を被った結果、通院した場合にその通院期間に対し、お支払いします。通院した日数は90日を限度とします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

傷害見舞費用保険金

①住民以外の住民の親族の方および②自治会から行事参加の依頼を受けた方が、自治会活動等に從事中または参加中に傷害を被った結果、事故発生日からその日を含めて180日以内に、死亡・後遺障害、または8日以上入院した場合、1回の事故につき、被害者1名について次のとおりお支払いします。

項目	支払限度額	
死亡した場合	10万円	
後遺障害が生じた場合	4,000円~10万円(注1)	
入院(注2)した場合	31日以上	2万円
	15日以上30日以内	1万円
	8日以上14日以内	5,000円

(注1)後遺障害の程度により支払限度額が異なります。

(注2)自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

費用損害保険金

屋外での自治会活動等が雨や雪等を理由に中止または延期となった場合に被る費用損害に対して、その損害の70%に相当する額または支払限度額(保険金額)のいずれか低い額をお支払いします。

ご加入にあたって

加入の対象となる方

自治会単位でご加入いただけます。

(自治会組織の一部である「班」や「部」単位でのご加入はできません。)

補償の対象となる方(被保険者)

補償項目によって、補償を受けられる方(被保険者)は異なります。

補償項目	賠償責任	傷 害	傷害見舞費用	費用損害
被保険者	自治会および住民(注)	住 民	自治会	自治会

(注)住民の法定監督義務者および監督義務者に代わって住民を監督する親族を含みます。

ご契約期間(保険期間)

1年間です。

なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合には、その時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

支払限度額と保険料

ご契約のタイプ(Aコース～Eコース)によって支払限度額(保険金額)とお支払いいただく保険料が異なります。

契約 コース	Aコース		Bコース		Cコース		Dコース		Eコース		
	支払限度額	保険料	支払限度額	保険料	支払限度額	保険料	支払限度額	保険料	支払限度額	保険料	
賠償責任 (身体・財物共通) 自己負担額1事故1,000円	1,000万円		3,000万円		5,000万円		7,000万円		1億円		
(1名あたり) 死亡・ 後遺障害	100万円	1世帯につき 1年間 71円	300万円	1世帯につき 1年間 156円	500万円	1世帯につき 1年間 242円	700万円	1世帯につき 1年間 326円	1,000万円	1世帯につき 1年間 434円	
	入院 (1日につき)		1,000円		2,000円		3,000円		4,000円		5,000円
	通院 (1日につき)		500円		1,000円		1,500円		2,000円		2,500円
傷害見舞費用	10万円		10万円		10万円		10万円		10万円		
費用損害 (1自治会・1年間)	50万円	8,650円	50万円	8,650円	50万円	8,650円	50万円	8,650円	50万円	8,650円	

※上記以外のご契約条件をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険料の計算方法

(世帯数×費用損害以外の1世帯あたりの保険料+費用損害保険料)×(1-世帯数による割引(注))=1自治会あたりの保険料

(注)自治会の加入世帯数によって、次のとおり割引率を適用することができます。

世帯数	200～499世帯	500～999世帯	1,000～1,999世帯	2,000世帯以上
割引率	5%	10%	15%	20%

保険金をお支払いできない主な場合

〈賠償責任保険普通保険約款〉

- ① 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注1)
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族(注2)に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任(注3)
- ⑦ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
(注1) 自治会活動等の遂行のために自治会が一時的に使用または管理する他人(住民を含みます。)の財物の損壊については適用しません。
(注2) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
・ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・ 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
(注3) 自治会活動等の遂行の補助者として被保険者が使用する者については適用しません。

〈自治会活動特約条項〉

賠償責任担保条項

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいっ出による財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する賠償責任。ただし、自治会活動等に使用するテント、やぐらその他の仮施設に対する修理、改造、取りこわし等の工事に起因するものを除きます。
- ④ 航空機、昇降機、自動車等または施設外における船もしくは車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤ 自治会活動等の終了後における、その活動等の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が自治会活動等の行われた場所に放置または遺棄した施設(仮施設を含みます。)、設備・装置または資材および自治会活動等のために被保険者が提供した飲食物は、自治会活動等の結果とはみなしません。

傷害見舞費用担保条項

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

傷害担保条項

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その

- 者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎりず。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たない自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金をお支払いします。
 - ⑧ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合は、この規定を適用しません。
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑪ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑭ 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、保険金を支払いません。
 - ⑮ 被保険者が山岳登山(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間
 - ⑯ 被保険者が次のアからウまでのいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等を行っている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等を行っている間については、保険金をお支払いします。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等を行っている間または競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間

費用損害担保条項

- ① 被保険者または保険契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者(※)の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されることや事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※保険証券に記載の被保険者。以下、同様とします。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

お客さまの保険料算出に特に関係する世帯数につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 概算保険料方式のご契約については、契約締結時と満了時における世帯数の増加率または減少率が5%を超えるときは、世帯数が確定した後に、契約締結時に領収した保険料と確定した世帯数により算出した保険料の差額の2分の1を精算します。保険料算出の基礎数字となる世帯数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料確定追加条項(自治会活動特約条項用)」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度または過去1年間の世帯数により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度または過去1年間の世帯数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合、その払込期日後に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできない、または保険契約が解除される場合があります。

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)は、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

⑤ 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉24時間365日

おかけ間違いにご注意ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact>



(注)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社アームズ

〒520-0052 滋賀県大津市朝日が丘一丁目9番6号

TEL 077-510-0010

FAX 077-510-1150